安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名 万能補修パテ 会社名 株式会社MonotaRO

所在地 〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階

担当者名 商品お問合せ窓口 電話番号 0120-443-509 FAX番号 0120-289-888 緊急連絡先 所在地と同じ 推奨用途 工業用一般

使用上の制限 推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家/化学物質

専門家等の判断を仰ぐこと。

整理番号 M251020

2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

健康有害性 急性毒性(経皮)区分4

皮膚腐食性/刺激性 区分2

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分1

皮膚感作性 区分1

特定標的臓器毒性(単回ばく露)区分1(呼吸器) 特定標的臓器毒性(反復ばく露)区分1(呼吸器)

環境有害性 水生環境有害性 短期(急性) 区分1

水生環境有害性 長期(慢性) 区分1

上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分

類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報 危険

H312 皮膚に接触すると有害

H315 皮膚刺激

H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

H318 重篤な眼の損傷 H370 呼吸器の障害

H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器の障害

H410 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き

安全対策 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しない こと。(P260)

取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

(P270)

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)

環境への放出を避けること。(P273)

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

(P280)

応急措置

皮膚に付着した場合:多量の水と石鹸で洗うこと。 (P302+P352)

眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)

ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。 (P308+P311)

気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。 (P314)

皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合:医師の診察/手当てを受けること。(P333+P313)

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)

漏出物を回収すること。(P391)

保管 廃棄 施錠して保管すること。(P405)

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄

物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

| 16十物县"此日物》区加 | | ルロ 190 | | | |
|--|------------|------------------------|-----------------------------|-----|------------|
| 化学名又は一般名 | 濃度又は濃度範囲 | 化学式 | 官報公示整理番号 | | CAS番号 |
| | | | 化審法 | 安衛法 | 7 |
| ビスフェノールA型エポキシ 樹脂(液体)(平均分子量 <700) | 25.0~30.0% | (C15H16O2 C3H5ClO)x | 不明 | 不明 | 25068-38-6 |
| 滑石(タルク) | 10.0~30.0% | H2Mg3O12S i4 | 不明 | 不明 | 14807-96-6 |
| 非晶質シリカ | 10.0~20.0% | O2Si | 不明 | 不明 | 60676-86-0 |
| 2, 4, 6ートリ(ジメチルアミノ メチル)フェノール | 1.0~3.0% | C15H27N3O | (3)-714,(3)- 762,(3)-776 | 既存 | 90-72-2 |
| 炭酸カルシウム | 10.0~15.0% | CCaO3 | (1)-122 | 既存 | 471-34-1 |
| 硫酸バリウム | 10.0~15.0% | BaO4S | (1)–89 | 既存 | 7727-43-7 |
| タルク | 2.0~3.0% | 不明 | 不明 | 不明 | 14807-96-9 |
| 鉄粉 | 0.5~1.0% | Fe | 不明 | 不明 | 7439-89-6 |
| ポリエーテルポリマーキャプ タン | - | - | _ | _ | 営業秘密 |

4. 応急措置

吸入した場合

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。

特別な処置が必要である。

汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗 濯すること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

直ちに医師に連絡すること。

眼に入った場合

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コン タクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。 その後も洗浄を続けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡するこ

口をすすぐこと。

飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡するこ

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡するこ یے

5. 火災時の措置 適切な消火剤

> 使ってはならない消火剤 火災時の特有の危険有害性

特有の消火方法

飲み込んだ場合

消火活動を行う者の特別な 保護具及び予防措置

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保 護具及び緊急時措置

環境に対する注意事項

封じ込め及び浄化の方法及 び機材

二次災害の防止策

7. 取扱い及び保管上の注意 取扱い

粉じんが発生している時は乾燥砂を用いる。 情報なし

周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。

燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるの で、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。

消火作業は、風上から行う。

周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場

所に移す。

火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。

関係者以外は安全な場所に退去させる。

消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を 着用する。

作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用す る。

多量の場合、人を安全な場所に退避させる。

必要に応じた換気を確保する。

漏出物は回収すること。

漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。

漏出したものを掃き集めて紙袋またはドラムなどに回収す

付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を 準備する。

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、 保護具を着用する。

蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気 装置を設置する。

取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を 設置する。

安全取扱注意事項 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

> 取扱い後はよく手を洗うこと。 保護眼鏡、保護面を着用すること。

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

接触回避 安全な保管条件

技術的対策

『10. 安定性及び反応性』を参照。 『10. 安定性及び反応性』を参照。

施錠して保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

保管

| | 管理濃度 | 許容濃度(産衛学会) | 許容濃度(ACGIH) |
|--|------|---------------------------|-------------|
| ビスフェノールA型エポキシ 樹脂(液体)(平均分子量 <700) | 未設定 | 未設定 | 未設定 |
| 滑石(タルク) | 未設定 | 総粉塵4mg/m3 吸入性粉 塵1mg/m3 | 設定あり |
| 非晶質シリカ | 未設定 | 未設定 | 未設定 |
| 2, 4, 6ートリ(ジメチルアミノ メチル)フェノール | 未設定 | 未設定 | 未設定 |
| 炭酸カルシウム | 未設定 | 未設定 | 未設定 |
| 硫酸バリウム | 未設定 | 未設定 | 設定あり |
| タルク | 未設定 | 未設定 | 未設定 |
| 鉄粉 | 未設定 | 未設定 | 未設定 |

| | 厚生労働大臣が定める濃度の基準 | | | |
|--|-----------------|--------------|--|--|
| | 8時間濃度基準値 | 短時間濃度基準値/天井値 | | |
| ビスフェノールA型エポキシ 樹脂(液体)(平均分子量 <700) | 未設定 | 未設定 | | |
| 滑石(タルク) | 未設定 | 未設定 | | |
| 非晶質シリカ | 未設定 | 未設定 | | |
| 2, 4, 6ートリ(ジメチルアミノ メチル)フェノール | 未設定 | 未設定 | | |
| 炭酸カルシウム | 未設定 | 未設定 | | |
| 硫酸バリウム | 未設定 | 未設定 | | |
| タルク | 未設定 | 未設定 | | |
| 鉄粉 | 未設定 | 未設定 | | |

許容濃度(ACGIH)参照先:https://www.acgih.org/

設備対策 蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所

排気装置を設置する。

取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を

設置する。

保護具 呼吸用保護具 リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な呼吸用保護具

を選択し、着用すること。

手の保護具 リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護手袋を選

択し、着用すること。

状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護手袋等適切な

保護具を着用すること。

眼、顔面の保護具 リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な眼および顔面

の保護具を選択し、着用すること。

皮膚及び身体の保護

具

リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護衣、履物

を選択し、着用すること。

状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護衣、履物等適

切な保護具を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態固体形状ペースト色暗灰色臭い低臭気融点/凝固点データなし沸点又は初留点及び沸点範データなし

井

可燃性 データなし 爆発下限界及び爆発上限界 下限 データなし /可燃限界

上限 データなし

引火点 データなし 自然発火点 データなし データなし 分解温度 データなし Hq 動粘性率 データなし 水に不溶 溶解度

n-オクタノール/水分配係数 データなし

蒸気圧 データなし データなし 密度及び/又は相対密度 データなし 相対ガス密度

データなし 粒子特性 その他のデータ 比重:2.18 VOC:<1%

10. 安定性及び反応性

通常の保管条件下では使用時には危険な反応は発生しま 反応性 せん。

危険有害反応可能性 通常の保管および使用条件下では、危険な分解生成物を 生成しない。

避けるべき条件 35° Cを超える温度。酸化剤、酸および

塩基、アミン。

本品は安定な物質です。

混触危険物質 酸化剤、酸およびアルカリ、アミン。

危険有害な分解生成物 窒素酸化物。燃焼により、一酸化炭素を含む炭素酸化物

> (極めて有毒)が生成される。 一酸化炭素を含む。硫黄酸化物。

その他のデータ 危険な重合:通常の貯蔵・使用条件下では危険な分解生

成物は生じない

および使用条件下では、危険な分解生成物は生成されな

い。

発生しない。

11. 有害性情報

化学的安定性

急性毒性 経口 急性毒性推定値が7000mg/kgのため区分に該当しないと

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区

分に該当しないから分類できないに変更。

経皮 急性毒性推定値が1280mg/kgのため区分4とした。

吸入 (気体)

GHS定義による気体ではない。

(蒸気)

データ不足のため分類できない。

(粉じん・ミスト)

データ不足のため分類できない。

皮膚腐食性/皮膚刺激性 10×(区分1+1A+1B+1C)の成分合計が30%のため、区分2と

した。

眼に対する重篤な損傷性/ 眼刺激性

呼吸器感作性 皮膚感作性

生殖細胞変異原性

発がん性 生殖毒性

特定標的臓器毒性(単回ばく 露)

特定標的臓器毒性(反復ばく 露)

誤えん有害性

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)

水生環境有害性 長期(慢

生態毒性 残留性・分解性 生体蓄積性 土壌中の移動性 オゾン層への有害性

13. 廃棄上の注意 移動性

残留性と分解性

生物蓄積性

オゾン層破壊係数

毒性

14. 輸送上の注意 国際規制 眼区分1の成分合計が3%のため、区分1とした。

データ不足のため分類できない。

区分1の成分が30%のため、区分1とした。

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

データ不足のため分類できない。

(生殖毒性)

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

(生殖毒性・授乳影響)

データ不足のため分類できない。

区分1(呼吸器)の成分が30%のため、区分1(呼吸器)とした。

区分1(呼吸器)の成分が12%のため、区分1(呼吸器)とした。

区分1(呼吸器)の成分が30%のため、区分1(呼吸器)とした。

動粘性率が不明のため、分類できないとした。

区分1×毒性乗率の成分合計が30%のため、区分1とした。

区分1×毒性乗率の成分合計が30%のため、区分1とした。

データなし データなし データなし データなし

データ不足のため分類できない。

水質汚染性あり。

本質的に生分解性ではない

複数の成分の特性を考慮すると、OECD 分類に基づき、本

品は容易に生分解されるとは推定されない。 容易に生分解性ではないと推定される

製造過程においてオゾン層破壊物質は存在せず、使用も

されていません。

水生生物に有害であり、水生環境に長期的な悪影響を及

ぼす可能性がある

海上規制情報 非該当
Marine Pollutant applicable

Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code Not applicable

国内規制

航空規制情報 非該当

陸上規制消防法の規定に従う。

海上規制情報非該当海洋汚染物質該当MARPOL 73/78 附属非該当

書II 及びIBC コードに よるばら積み輸送され

る液体物質

71 112 -

航空規制情報

非該当

緊急時応急措置指針番号

非談になし

15. 適用法令 労働安全衛生法

変異原性が認められた既存化学物質(法第57条の5、労働基準局長通達)

ビスフェノールA型エポキシ樹脂中間体 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1 項、施行令第18条第2号~第3号、安衛則第30条別表第 2)

硫酸バリウム

2, 4, 6ートリス(ジメチルアミノメチル)フェノール

4, 4' ーイソプロピリデンジフェノールと1 ークロロー 2, 3ーエポキシプロパンの重縮合物(液状のものに限る。)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第 1項、施行令第18条の2第2号~第3号、安衛則第34条 の2別表第2)

硫酸バリウム(安衛則別表第2の番号:2238)(10%-20%)(営業秘密)

2, 4, 6ートリス(ジメチルアミノメチル)フェノール(安 衛則別表第2の番号:1379)(5%未満)(営業秘密)

4, 4' ーイソプロピリデンジフェノールと1ークロロー 2, 3ーエポキシプロパンの重縮合物(液状のものに限る。)(安衛則別表第2の番号:169)(20%-30%)(営業秘密)

皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、 令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)

2, 4, 6ートリス(ジメチルアミノメチル)フェノール

4, 4' ーイソプロピリデンジフェノールと1ークロロー2, 3ーエポキシプロパンの重縮合物(液状のものに限る。)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1 項、施行令第18条第2号~第3号、安衛則第30条別表第 2)

労働安全衛生法(表示・通知 対象物質、がん原性物質) (令和8年施行分)

硫酸バリウム

2. 4. 6ートリス(ジメチルアミノメチル)フェノール

4, 4' ーイソプロピリデンジフェノールと1ークロロー2, 3ーエポキシプロパンの重縮合物(液状のものに限る。)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第 1項、施行令第18条の2第2号~第3号、安衛則第34条 の2別表第2)

硫酸バリウム(安衛則別表第2の番号:2238)(10%-20%)(営業秘密)

2, 4, 6ートリス(ジメチルアミノメチル)フェノール(安 衛則別表第2の番号:1379)(5%未満)(営業秘密)

4, 4' ーイソプロピリデンジフェノールと1ークロロー2, 3ーエポキシプロパンの重縮合物(液状のものに限る。)(安衛則別表第2の番号:169)(20%-30%)(営業秘密)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号~第3号、安衛則第30条別表第2)

硫酸バリウム

2, 4, 6ートリス(ジメチルアミノメチル)フェノール

4, 4' ーイソプロピリデンジフェノールと1 ークロロー 2. 3ーエポキシプロパンの重縮合物

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第 1項、施行令第18条の2第2号~第3号、安衛則第34条 の2別表第2)

硫酸バリウム(安衛則別表第2の番号:2238)(10%-20%)(営業秘密)

2, 4, 6ートリス(ジメチルアミノメチル)フェノール(安 衛則別表第2の番号:1379)(5%未満)(営業秘密)

4, 4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2, 3-エポキシプロパンの重縮合物(安衛則別表第2の番号:169)(20%-30%)(営業秘密)

非該当 非該当

優先評価化学物質(法第2条第5項)

非危険物

指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)

生活環境汚染項目(法第2条、施行令第3条、排水基準を 定める省令第1条別表第2)

有害でない物質(施行令別表第1の2)

有害液体物質(X類物質)(施行令別表第1)

輸出貿易管理令別表第1の7項

輸出貿易管理令別表第1の16の項

輸出承認貨物・特定有害廃棄物等(法第48条第3項、輸出令第2条別表第2の35の2の項)

車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速 道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)

特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月 18日省令第12号)

労働安全衛生法(表示・通知 対象物質、がん原性物質) (令和9年施行分)

毒物及び劇物取締法 化学物質排出把握管理促進 法(PRTR法)

化審法 消防法

水質汚濁防止法

海洋汚染防止法

外国為替及び外国貿易法

道路法

特定有害廃棄物輸出入規制 法(バーゼル法) 水道法

下水道法

労働基準法

じん肺法

16. その他の情報 参考文献

その他

有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)

水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第 1の2第4号1)

感作性を有するもの(法第75条第2項、施行規則第35条 別表第1の2第4号、平8労基局長通達、基発第182号)

法第2条、施行規則第2条別表粉じん作業

製造元メーカー提供資料 NITE GHS分類結果一覧

JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法 JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス 化学品ドキュメント管理プラットフォーム(CDPF) SDS作成システム「ChemValue.AUTHOR」により作成

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データ等に基づいて作成しておりますが、含有量、物理・化学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。あくまでも参考情報として提供するものであります。

また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いをする場合は、用途・用法に適した安全策を実施の上、ご利用ください。この情報は、新しい情報を入手した場合、予告なしに改訂されることがあります。